

通達甲備第7号

令和7年3月25日

本部内各部課長
警察学校長 殿
各警察署長

茨城県警察本部長

茨城県警察災害派遣隊設置要綱の改正について
大規模災害発生時における茨城県警察災害派遣隊（以下「災害派遣隊」という。）
の運用については、茨城県警察災害派遣隊設置要綱（令和4年3月28日付け通達甲備
第14号別添）により実施してきたところであるが、この度、同要綱の一部を改めたの
で、遺漏のないようにされたい。

なお、茨城県警察災害派遣隊設置要綱の改正について（令和4年3月28日付け通達
甲備第14号）は、廃止する。

記

主な改正点

- 1 一般部隊に「特別犯罪抑止部隊」を加える等、災害派遣隊の編成及び活動を改めた。
- 2 その他用字用語を整理した。

別添

茨城県警察災害派遣隊設置要綱

1 目的

国内において大規模災害が発生し、又は正に発生しようとしている場合に、被災地又は被災が予想される地域において活動する部隊として、茨城県警察災害派遣隊（以下「災害派遣隊」という。）を設置し、都道府県警察相互の広域的かつ迅速な援助により災害警察活動を効果的に行うこととする。

2 用語の定義

(1) 大規模災害

自然現象、事故等により発生する大規模な災害をいう。

(2) 大規模災害発生時

大規模災害が発生し、又は正に発生しようとしている場合をいう。

(3) 被災地等

被災地又は被災が予想される地域をいう。

(4) 派遣先警察

災害派遣隊の派遣先を管轄する都道府県警察をいう。

(5) 即応部隊

災害派遣隊のうち、広域緊急援助隊（警備部隊、交通部隊及び刑事部隊）、広域警察航空隊及び緊急災害警備隊をいう。

(6) 一般部隊

災害派遣隊のうち、特別警備部隊、特別犯罪抑止部隊、被災者支援部隊、特別自動車警ら部隊、特別機動捜査部隊、身元確認支援部隊及び特別交通部隊をいう。

3 任務

災害派遣隊は、次に掲げる活動を任務とする。

(1) 情報の収集及び連絡

(2) 避難誘導

(3) 救出救助

(4) 検視、死体調査及び身元確認の支援

(5) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第76条第1項の規定に基づき都道府県公安委員会が指定する区域又は道路の区間（以下「緊急交通路」という。）の

確保、緊急通行車両の先導、被災地等における活動に必要な交通の確保その他の被災地等における交通警察活動

- (6) 行方不明者等の捜索
- (7) 被災地における犯罪の抑止及び犯罪の検挙
- (8) 被災者等の支援
- (9) (1)から(8)までに掲げるもののほか、派遣先警察の長が特に指示する活動

4 編成

(1) 即応部隊

ア 部隊及び活動

即応部隊は、次の(ア)から(オ)までに掲げる部隊をもって編成し、それぞれ(ア)から(オ)までに掲げる活動を行う。

(ア) 広域緊急援助隊（警備部隊）

被災情報の収集及び連絡並びに被災者の避難誘導及び救出救助

(イ) 広域緊急援助隊（交通部隊）

交通情報の収集及び連絡、緊急交通路の確保、緊急通行車両の先導、被災地等における活動に必要な交通の確保その他の被災地等における交通警察活動

(ウ) 広域緊急援助隊（刑事部隊）

検視及び死体調査

(エ) 広域警察航空隊

警察用航空機による被災情報の収集及び連絡、被災者の救出救助、救援物資の輸送等

(オ) 緊急災害警備隊

被災者の救出救助、行方不明者等の捜索、避難所、遺体安置所等の警戒警備その他の被災地等における警備警察活動並びに無人となった集落等における警戒及び警ら、被災地等における検問等の犯罪の抑止を目的とした活動その他の派遣先警察の長が指示する活動

イ 隊員

茨城県警察本部長（以下「本部長」という。）は、警察職員をもってア(ア)から(オ)までに掲げる部隊を編成する。

(2) 一般部隊

ア 部隊及び活動

一般部隊は、次の(ア)から(キ)までに掲げる部隊をもって編成し、それぞれ(ア)から(キ)までに掲げる活動を行う。

(ア) 特別警備部隊

行方不明者等の捜索、避難所、遺体安置所等の警戒警備その他の被災地等における警備警察活動及び派遣先警察の長が特に指示する活動

(イ) 特別犯罪抑止部隊

被災地における犯罪の抑止を目的とした防犯カメラの設置等

(ウ) 被災者支援部隊

避難所等の訪問を通じた相談対応及び防犯指導並びに行方不明者等相談情報の収集及び整理

(エ) 特別自動車警ら部隊

警ら用無線自動車による警戒、警ら等

(オ) 特別機動捜査部隊

捜査車両を用いた初動捜査等各種捜査活動

(カ) 身元確認支援部隊

死亡の蓋然性が高い行方不明者の家族等からの身元確認に資する情報及び資料の収集

(キ) 特別交通部隊

信号機の滅灯に伴う交通整理その他の被災地等における交通警察活動

イ 隊員

本部長は、警察職員をもってア(ア)から(キ)までに掲げる部隊を編成する。

5 運用

(1) 指揮等

ア 指揮

災害派遣隊の隊員は、派遣先警察の長の指揮を受け活動する。

イ 関東管区警察局との調整

警備部警備課長は、災害派遣隊の派遣先警察での活動等について関東管区警察局と必要な調整を行う。

(2) 被災地への部隊展開

広域緊急援助隊（警備部隊）及び広域緊急援助隊（交通部隊）は、必要な道路交通情報の収集を自ら行いつつ、これを派遣先警察、管区警察局情報通信部、四国警察支局情報通信部、東京都警察情報通信部、北海道警察情報通信部、府県情報通信部（県情報通信部を含む。）及び方面情報通信部と共有した上、迅速な部隊展開を行う。

(3) 即応部隊の自活

即応部隊は、十分な食料、飲料水等を携行し、原則として自活して活動する。特に、広域緊急援助隊（警備部隊）は、派遣先警察から被災地における先導、宿泊所の手配等の支援を受けることを念頭に置くことなく、テントや寝袋等の自活用装備資機材を携行して活動する。

(4) 災害派遣隊の活動状況等に関する広報

災害派遣隊は、被災地における活動状況に関する広報が警察活動や被災状況についての正確な情報発信、被災地における犯罪の抑止、被災者の不安解消等に資する重要な任務であることを十分認識し、活動状況の映像等による記録、広報部門への提供等を積極的に行う。

6 細目的事項

本要綱に定めるもののほか、災害派遣隊の編成、運用上の留意事項その他の細目的事項については、別に定める。